

**福井県屋外広告物条例および福井県屋外広告物条例施行規則の規定により知事が定める地域等
(令和4年福井県告示第388号) 新旧対照表**

新 告 示	現 行 (平成31年福井県告示第67号)
<p>福井県屋外広告物条例（昭和39年福井県条例第45号。以下「条例」という。）第2条第1項および福井県屋外広告物条例施行規則（昭和39年福井県規則第54号。以下「規則」という。）別表第1に規定する地域および場所ならびに規則別表第2および別表第3に規定する視点場、展望することができる地域および重要交差点を定めたので、次のとおり公告し、<u>令和4年10月1日から施行する</u></p> <p>なお、福井県屋外広告物条例および福井県屋外広告物条例施行規則の規定により知事が定める地域等（<u>平成31年福井県告示第67号</u>）は、<u>令和4年9月30日をもって廃止する。</u></p> <p>略</p> <p>6 条例第2条第1項第13号および規則別表第1の1の表の規定に基づき、知事が第2種禁止地域として定める地域</p> <p>次の道路およびこれに接続する地域で、陸地部では道路の両側300メートル、海岸部では道路の陸側300メートルおよび道路の海側当該道路から望見される範囲とする。ただし、商業地域等は除く。</p> <p>(1) 一般国道157号のうち次の区間 勝山市北谷町谷（石川県境）から勝山市長山町（一般県道滝波長山線との交差点）まで</p> <p>(2) 一般国道162号のうち次の区間 小浜市湯岡（一般国道27号との交差点）から若狭町三方（一般国道27号との交差点）まで</p> <p>(3) 一般国道303号のうち次の区間</p>	<p>福井県屋外広告物条例（昭和39年福井県条例第45号。以下「条例」という。）第2条第1項および福井県屋外広告物条例施行規則（昭和39年福井県規則第54号。以下「規則」という。）別表第1に規定する地域および場所ならびに規則別表第2および別表第3に規定する視点場、展望することができる地域および重要交差点を定めたので、次のとおり公告し、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>なお、福井県屋外広告物条例および福井県屋外広告物条例施行規則の規定により知事が定める地域等（平成28年福井県告示第168号）は、平成31年3月31日をもって廃止する。</p> <p>略</p> <p>6 条例第2条第1項第13号および規則別表第1の1の表の規定に基づき、知事が第2種禁止地域として定める地域</p> <p>次の道路およびこれに接続する地域で、陸地部では道路の両側300メートル、海岸部では道路の陸側300メートルおよび道路の海側当該道路から望見される範囲とする。ただし、商業地域等は除く。</p> <p>(1) 一般国道157号のうち次の区間 勝山市北谷町谷（石川県境）から勝山市長山町（一般県道滝波長山線との交差点）まで</p> <p>(2) 一般国道162号のうち次の区間 小浜市湯岡（一般国道27号との交差点）から若狭町三方（一般国道27号との交差点）まで</p> <p>(3) 一般国道303号のうち次の区間</p>

新 告 示	現 行（平成31年福井県告示第67号）
<p>若狭町新道（一般県道新道安賀里線との交差点）から若狭町熊川（滋賀県境）まで</p> <p>(4) 一般国道305号のうち次の区間 あわら市吉崎2丁目（石川県境）からあわら市牛山（農免坂井北部線との交差点）までおよび越前町梨子ヶ平（福井市境）から南越前町大谷（一般県道大谷杉津線との交差点）まで</p> <p>(5) 一般国道364号のうち次の区間 永平寺町荒谷（永平寺町道山・荒谷線との交差点）から永平寺町志比（宇坂隧道永平寺町側の出入口）まで</p> <p>(6) 主要地方道三国東尋坊芦原線の全区間</p> <p>(7) 主要地方道舞鶴野原港高浜線の全区間</p> <p>(8) 主要地方道大野勝山線のうち次の区間 勝山市平泉寺町大渡（一般県道上唯野西屋勝山線との交差点）から勝山市平泉寺町大矢谷（大野市境）まで</p> <p>(9) 主要地方道福井金津線のうち次の区間 あわら市吉崎（一般国道305号との交差点）からあわら市蓮ヶ浦（一般県道細呂木停車場北潟線との交差点）まで</p> <p>(10) 主要地方道佐田竹波敦賀線のうち次の区間 美浜町佐田（一般国道27号との交差点）から敦賀市櫛川（井の口川花城橋）まで</p> <p>(11) 一般県道泊小浜停車場線のうち次の区間 小浜市宇久（久須夜ヶ岳山頂付近）から小浜市阿納尻（一般国道162号との交差点）までおよび小浜市泊（泊海水浴場付近）から小浜市阿納尻（一般国道162号との交差点）まで</p> <p>(12) 一般県道細呂木停車場北潟線のうち次の区間 あわら市蓮ヶ浦（主要地方道福井金津線との交差点）からあわら市北潟（一般国道305号との交差点）まで</p> <p>(13) 一般県道平泉寺線の全区間</p>	<p>若狭町新道（一般県道新道安賀里線との交差点）から若狭町熊川（滋賀県境）まで</p> <p>(4) 一般国道305号のうち次の区間 あわら市吉崎2丁目（石川県境）からあわら市牛山（農免坂井北部線との交差点）までおよび越前町梨子ヶ平（福井市境）から南越前町大谷（一般県道大谷杉津線との交差点）まで</p> <p>(5) 一般国道364号のうち次の区間 永平寺町荒谷（永平寺町道山・荒谷線との交差点）から永平寺町志比（宇坂隧道永平寺町側の出入口）まで</p> <p>(6) 主要地方道三国東尋坊芦原線の全区間</p> <p>(7) 主要地方道舞鶴野原港高浜線の全区間</p> <p>(8) 主要地方道大野勝山線のうち次の区間 勝山市平泉寺町大渡（一般県道上唯野西屋勝山線との交差点）から勝山市平泉寺町大矢谷（大野市境）まで</p> <p>(9) 主要地方道福井金津線のうち次の区間 あわら市吉崎（一般国道305号との交差点）からあわら市蓮ヶ浦（一般県道細呂木停車場北潟線との交差点）まで</p> <p>(10) 主要地方道佐田竹波敦賀線のうち次の区間 美浜町佐田（一般国道27号との交差点）から敦賀市櫛川（井の口川花城橋）まで</p> <p>(11) 一般県道泊小浜停車場線のうち次の区間 小浜市宇久（久須夜ヶ岳山頂付近）から小浜市阿納尻（一般国道162号との交差点）までおよび小浜市泊（泊海水浴場付近）から小浜市阿納尻（一般国道162号との交差点）まで</p> <p>(12) 一般県道細呂木停車場北潟線のうち次の区間 あわら市蓮ヶ浦（主要地方道福井金津線との交差点）からあわら市北潟（一般国道305号との交差点）まで</p> <p>(13) 一般県道平泉寺線の全区間</p>

新 告 示	現 行（平成31年福井県告示第67号）
<p>(14) 一般県道竹波立石縄間線の全区間</p> <p>(15) 一般県道音海中津海線の全区間</p> <p>(16) 一般県道平泉寺大渡線の全区間</p> <p>(17) 一般県道大谷杉津線の全区間</p> <p>(18) 一般県道日向郷市線の全区間</p> <p>(19) 一般県道常神三方線の全区間</p> <p>(20) 一般県道奥越高原線のうち次の区間 勝山市平泉寺町赤尾（一般県道平泉寺大渡線との交差点）から勝山市平泉寺町小矢谷（大野市境）まで</p> <p>(21) 一般県道加斗袖ヶ崎住吉線の全区間</p> <p>(22) 一般県道赤礁崎公園線の全区間</p> <p>(23) 一般県道田烏公園線の全区間</p> <p>(24) 勝山市道5-47号線の全区間</p> <p>(25) 一般県道三方五湖レインボーライン線の全区間</p> <p>(26) 勝山市道5-21号線の全区間</p>	<p>(14) 一般県道竹波立石縄間線の全区間</p> <p>(15) 一般県道音海中津海線の全区間</p> <p>(16) 一般県道平泉寺大渡線の全区間</p> <p>(17) 一般県道大谷杉津線の全区間</p> <p>(18) 一般県道日向郷市線の全区間</p> <p>(19) 一般県道常神三方線の全区間</p> <p>(20) 一般県道奥越高原線のうち次の区間 勝山市平泉寺町赤尾（一般県道平泉寺大渡線との交差点）から勝山市平泉寺町小矢谷（大野市境）まで</p> <p>(21) 一般県道加斗袖ヶ崎住吉線の全区間</p> <p>(22) 一般県道赤礁崎公園線の全区間</p> <p>(23) 一般県道田烏公園線の全区間</p> <p>(24) 法恩寺山有料道路の全区間</p> <p>(25) 三方五湖有料道路の全区間</p> <p>(26) 勝山市道5-21号線の全区間</p>